

海の京都 DMO 台湾観光レップ業務仕様書

1 業務名

海の京都 DMO 台湾観光レップ業務

2 業務目的

台湾の旅行動向等に関する情報を収集するとともに、現地旅行会社やメディア等に対して、海の京都エリアの観光資源に関する情報の提供、セールス及びプロモーション活動を実施することで、当該エリアへの外国人旅行者誘客促進を図る。

3 業務内容

(1) 現地市場における情報収集活動

- ア 現地旅行会社等の訪日・海の京都エリア旅行商品造成・送迎状況、海の京都 DMO への要望等情報収集及びその取りまとめ
- イ 現地市場のトレンド等を踏まえた海の京都プロモーション事業等の協力・助言

(2) 現地旅行会社等との連携促進

- ア 海の京都 DMO と協議を行い、海の京都のサステナブル観光と合致する現地旅行会社等の斡旋、及び商談機会の設定
- イ 現地旅行代理店向けの旅行商品造成支援及び販売支援
- ウ FAM ツアーの調整（費用は別途 DMO 負担）
- エ 旅行博など、効果的なプロモーション機会の設定とタイアップ出展

(3) BtoC 向けの施策支援

- ア 現地旅行系メディアとタイアップした観光プロモーション
- イ 自社サイトなどを利用した月 2 回程度の海の京都エリアの SNS 情報発信

(4) その他活動報告等

- ア 毎月の活動状況及び収集した情報及び委託者が求める情報等を、海の京都 DMO に提出すること。
- イ 業務内容（1）から（3）の活動目安として現地旅行会社や現地メディア等との情報収集やセールス活動は、4～6 社程度／月とすること。

4 履行期間

契約締結日～令和 8 年 3 月 31 日（火）

5 その他留意事項

- （1）本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により海の京都 DMO と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。
- （2）本業務の実施の際に著作権等の知的財産権が生じた場合は、原則として委託者に帰属するものとする。
- （3）契約の締結及び業務の履行に関しては必要な経費は、特段の定めのない限り全て受託者の負担とする。
- （4）その他、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、委託者と協議して決定するものとする。
- （5）委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報などの取り扱いについて厳守すること。